鹿児島市建設工事等競争入札参加者の格付を定める場合の総合点数の算定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年２月２８日制定。以下「資格審査要綱」という。）第５条第１項の総合点数の算定について、必要な事項を定めるものとする。

（総合点数）

第２条　資格審査要綱第５条第１項の総合点数は、資格審査要綱第６条第１項の格付を要する工種ごとに建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づき算定された点数（以下「客観点数」という。）に本市の工事成績等について算定された点数（以下「主観点数」という。）を加えて算定するものとする。

（客観点数）

第３条　客観点数は、資格審査要綱第２条第１項により提出された建設業法第２７条の２３第１項及び同法第２７条の２７第１項に基づく経営事項審査結果通知書（審査基準日が資格審査要綱第２条第１項の書類を提出する日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評点（Ｐ）とする。

（主観点数）

第４条　主観点数は、次に掲げる項により算定された点数を合計したものとする。ただし、合計した点数の最低点数は０点とする。

２　工事成績による点数は、過去５年間（建築一式工事については、７年間）に完成した工事（登録する年度の前年度までの５年間に完成した本市発注の工事に限る。以下「対象工事」という。）ごとに、工事成績評点（評点を行っていない工事及び評点が５５点以下の工事は、評点を５５点とする。）から５５点を控除した点数に、工事の請負金額（特定建設工事共同企業体で施工した工事については、工事全体の請負金額を各構成員の当該工事に係る出資比率により按分した金額）を１００万円で除した数値を乗じて点数を算出（小数点以下第２位を四捨五入した値）し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数（以下「合計点数」という。）に応じ、別表第１の主観点数の欄に掲げる点数とする。

３　登録年数による点数は、「鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿」に登録されたときから１年を経過したときを１点とし、以後１年を経過するごとに１点を加算するものとする。ただし、３０点を限度とする。

４　指名停止及び入札参加除外措置による点数は、当該格付年度の前年度に、鹿児島市建設工事等有資格者の指名停止に関する要綱（平成８年５月２５日制定）に基づき指名停止を受けた者又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成２６年４月１日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づき入札参加除外措置を受けた者について、次に掲げ

る指名停止又は入札参加除外措置の期間の区分に応じ、当該各号に定める点数を減ずるものとする。

(1) １月未満　４点

(2) １月以上３月未満　８点

(3) ３月以上６月未満　１２点

(4) ６月以上１２月未満　１６点

(5) １２月以上　２０点

5　その他の事項による点数は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める点数を加算するものとする。

(1) ＩＳＯ９００１を取得している者　１０点

(2) ＩＳＯ１４００１を取得している者　１０点

(3) エコアクション２１、ＫＥＳ・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージのいずれかの認証又はＩＳＯ１４００１を自己（自主）適合宣言し、市民団体認証を受けている者。ただし、前号との重複は認めない。　５点

(4) 鹿児島市環境保全条例（平成１６年条例第１２号）に基づく環境管理事業所の認定を受けている者　１０点

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者の雇用が義務づけられている者であって、法定雇用率を達成する人数を超える人数を雇用している者又は同法に基づく障害者の雇用が義務づけられていない者であって、障害者を雇用している者　１０点

(6) 当該格付年度の前年に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業から３年以内に雇用し、資格審査要綱第２条第１項により申請した日現在まで常勤継続雇用している者　１名につき４点とし上限１２点

(7) 本市に居住する者を１０人以上常勤雇用している者。ただし、加算する点数は雇用人数に応じ、次に掲げるとおりとする。

ア　１０人以上２０人未満　２点

イ　２０人以上５０人未満　５点

ウ　５０人以上　１０点

(8) 本市と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体に所属する者　２０点

(9) 鹿児島市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成２０年３月１２日制定）に基づく消防団協力事業所の認定を受けている者又は鹿児島市消防団員を雇用している者。ただし、加算する点数は、該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれかとする。

ア　消防団協力事業所の認定を受けている者　５点

イ　鹿児島市消防団員を雇用している者　２点

(10)　本市内において公共施設等への愛護活動等を実施している者。ただし、加算する点数は実施回数に応じ、次に掲げるとおりとする。

ア　年間１回以上２回以下　　２点

イ　年間３回以上４回以下　　４点

ウ　年間５回以上　　６点

(11)　鹿児島市安心安全協力事業所登録事業実施要綱（平成２１年１２月１日制定）に基づく鹿児島市安心安全協力事業所として登録されている者　　２点

(12)　当該格付年度の前３年間に、本市及び国・鹿児島県から企業表彰を受けている者。ただし、企業表彰は次に掲げるものとする。　　１件につき５点とし上限２０点

ア　鹿児島市優良工事等表彰

イ　国土交通行政功労表彰（地方整備局長表彰又は地方整備局各事務所長表彰）

ウ　鹿児島県土木部優良工事等表彰

エ　鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰

オ　鹿児島県環境林務部公共事業優良工事等表彰

(13)　次に掲げる制度を規定している者又は計画を策定し、届け出ている者　　各２点

ア　就業規則に育児休業制度を規定している者

イ　就業規則に介護休業制度を規定している者

ウ　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ている者

(14)　更生保護法(平成１９年法律第８８号)に規定する保護観察対象者や更生緊急保護対象者（以下「保護観察等対象者」という）に対し、就労支援を実施している者。ただし、加算する点数は、該当する区分に応じ、次に掲げる点数のいずれかとする。

ア　鹿児島県協力雇用主会又はＮＰＯ法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者　　２点

イ　アに該当し、かつ、保護観察等対象者の雇用実績を有する者　　４点

付　則

この要領は、平成１３年７月１０日から施行する。

付　則

この要領は、平成１７年６月２８日から施行する。

付　則

この要領は、平成１９年６月２９日から施行する。

付　則

この要領は、平成２１年１２月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２３年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２４年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２５年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成２６年１月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年１月９日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第４項の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指名停止及び入札参加除外措置を受けた者について適用し、施行日前に指名停止及び入札参加除外措置を受けた者については、なお従前の例による。

付　則

この要領は、平成２９年１２月２８日から施行する。

付　則

この要領は、令和２年１２月２８日から施行する。

付　則

この要領は、令和３年１２月２８日から施行する。

付　則

この要領は、令和５年１２月２１日から施行する。

付　則

この要領は、令和８年６月１８日から施行する。

別表第１　（第４条第２項関係）

合　計　点　数		主観点数	合　計　点　数		主観点数
1,500,000 以上		723	2,200 以上	2,400 未満	101
1,200,000 以上	1,500,000 未満	676	2,000 以上	2,200 未満	98
1,000,000 以上	1,200,000 未満	640	1,800 以上	2,000 未満	95
800,000 以上	1,000,000 未満	598	1,600 以上	1,800 未満	92
600,000 以上	800,000 未満	548	1,400 以上	1,600 未満	88
500,000 以上	600,000 未満	519	1,300 以上	1,400 未満	86
400,000 以上	500,000 未満	485	1,200 以上	1,300 未満	84
300,000 以上	400,000 未満	445	1,100 以上	1,200 未満	82
250,000 以上	300,000 未満	421	1,000 以上	1,100 未満	80
200,000 以上	250,000 未満	394	900 以上	1,000 未満	77
150,000 以上	200,000 未満	361	810 以上	900 未満	75
120,000 以上	150,000 未満	338	730 以上	810 未満	72
100,000 以上	120,000 未満	320	660 以上	730 未満	70
80,000 以上	100,000 未満	299	600 以上	660 未満	68
60,000 以上	80,000 未満	274	540 以上	600 未満	66
50,000 以上	60,000 未満	259	480 以上	540 未満	64
40,000 以上	50,000 未満	242	440 以上	480 未満	62
30,000 以上	40,000 未満	222	400 以上	440 未満	60
25,000 以上	30,000 未満	210	330 以上	400 未満	57
20,000 以上	25,000 未満	197	270 以上	330 未満	53
15,000 以上	20,000 未満	180	200 以上	270 未満	49
12,000 以上	15,000 未満	169	150 以上	200 未満	45
10,000 以上	12,000 未満	160	120 以上	150 未満	42
9,000 以上	10,000 未満	155	100 以上	120 未満	40
8,100 以上	9,000 未満	150	80 以上	100 未満	37
7,300 以上	8,100 未満	145	60 以上	80 未満	34
6,600 以上	7,300 未満	141	50 以上	60 未満	32
6,000 以上	6,600 未満	137	40 以上	50 未満	30
5,400 以上	6,000 未満	132	25 以上	40 未満	26
4,800 以上	5,400 未満	128	15 以上	25 未満	22
4,400 以上	4,800 未満	124	10.0 以上	15 未満	20
4,000 以上	4,400 未満	121	6.0 以上	10.0 未満	17

3,600 以上	4,000 未満	117	4.0 以上	6.0 未満	15
3,300 以上	3,600 未満	114	2.5 以上	4.0 未満	13
3,000 以上	3,300 未満	111	1.5 以上	2.5 未満	11
2,700 以上	3,000 未満	107	1.0 以上	1.5 未満	10
2,400 以上	2,700 未満	104		1.0 未満	0